

「(仮称) 男女共同市民会議開催運営業務」に係る質問に対する回答

令和5年5月12日現在

No.	項目	質問内容	回答
1	<p>企画提案仕様書</p> <p>3 発注者が担当する業務</p> <p>(1) (仮称) 男女共同市民会議の開催に関する諸事務</p> <p>① 会議の開催に係る会場借用等事務(公共施設の使用に限る。)</p>	<p>発注者が担当する業務として、「①会議の開催に係る会場借用等事務(公共施設の仕様に限る)」とあるが、市の施設を利用する場合は会場使用料としての見積は不要と解釈してよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>市の施設を利用する場合は、会場使用料の見積は不要です。</p>
2	<p>企画提案仕様書</p> <p>3 発注者が担当する業務</p> <p>(1) (仮称) 男女共同市民会議の開催に関する諸事務</p> <p>② 会議の開催に係る関係各所及び市広報等における周知</p> <p>③ 会議への招集に関する庁内の連絡調整</p>	<p>同じく②、③に係る各所への周知、庁内の連絡調整とあるが、会議開催に係る招集案内や周知は全て市が行うものとして、受注者における通知発送やチラシ作成、印刷などの作業やこれらに係る費用の見積は不要と解釈してよろしいか。</p>	<p>周知に必要なチラシ・ポスター等の作成、印刷などの作業に係る費用は、本業務に含むものとします。</p> <p>市は、市施設及び関係団体など関係各所への開催案内(通知及び受注者が作成したチラシの配布)のほか、市広報紙等による周知を行います。</p> <p>なお、上記を除く周知については、仕様書「2業務内容」の(1)③に含むものとします。</p>